

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 4 月 21 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501762号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600003号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月24日の標準賞与額を30万円、平成19年7月25日の標準賞与額を20万円、同年12月25日の標準賞与額を45万円、平成21年7月24日の標準賞与額を25万円、同年12月25日の標準賞与額を39万円に訂正することが必要である。

平成17年12月24日、平成19年7月25日、同年12月25日、平成21年7月24日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月24日、平成19年7月25日、同年12月25日、平成21年7月24日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月24日
② 平成19年7月25日
③ 平成19年12月25日
④ 平成21年7月24日
⑤ 平成21年12月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間①から⑤までの標準賞与額の記録がないことを知った。当該期間に賞与の支払があり、厚生年金保険料を控除されていたのは確かなので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び当該期間当時の事業主の回答により、請求者は、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は30万円、請求期間②は20万円、請求期間③は45万円、請求期間④は

25万円、請求期間⑤は39万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501058号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年6月1日から平成11年7月1日まで

年金事務所の窓口へ相談に行ったところ、A社で勤務した期間の標準報酬月額が低く記録されていることを知った。給与明細書等を保有していないが、退職まで給与の手取額は40万円が変わらなかったため、調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額は、平成10年6月1日の資格取得時及び同年10月1日の定時決定時は、それぞれ当初47万円と記録されていたところ、同年6月1日の資格取得時の標準報酬月額については同年9月3日付けで、同年10月1日の定時決定時の標準報酬月額については平成11年2月1日付けで、それぞれ30万円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、当該減額処理について、A社の請求期間当時の事業主は、請求者の請求期間の標準報酬月額を、実際の支給額よりも低く届け出るといった旨を陳述している上、当時の同社の経理・社会保険事務担当者も、事業主から社会保険料を低くするために、実際の給与よりも低い報酬月額で届出をするように指示された旨を陳述している。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書や源泉徴収票を保有しておらず、給与振込口座も不明であるとしている上、B社は賃金台帳等を保有していないことから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。